

四半期報告書

(第83期第1四半期)

日本製麻株式会社

N.O. E 0 0 5 5 8

四半期報告書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

日本製麻株式会社

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	4
3 【経営上の重要な契約等】	4
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	10
第4 【提出会社の状況】	11
1 【株式等の状況】	11
2 【株価の推移】	12
3 【役員の状況】	12
第5 【経理の状況】	13
1 【四半期連結財務諸表】	14
2 【その他】	23
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	24

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 北陸財務局長

【提出日】 平成22年8月13日

【四半期会計期間】 第83期第1四半期(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

【会社名】 日本製麻株式会社

【英訳名】 THE NIHON SEIMA CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中本 広太郎

【本店の所在の場所】 富山県砺波市三島町11番18号

本社事務取扱場所 兵庫県神戸市中央区海岸通8番

【電話番号】 神戸(078)332-8251

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 池田 明穂

【最寄りの連絡場所】 富山県砺波市三島町11番18号

【電話番号】 砧波(0763)32-3111

【事務連絡者氏名】 北陸工場長 升谷 隆平

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
日本製麻株式会社神戸本部
(兵庫県神戸市中央区海岸通8番)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第82期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第83期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第82期
会計期間	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
売上高 (千円)	1,366,781	1,390,405	5,897,570
経常利益 (千円)	1,520	41,490	159,108
四半期純利益 又は当期純損失(△) (千円)	3,423	21,938	△ 240,034
純資産額 (千円)	2,052,684	1,894,812	1,845,600
総資産額 (千円)	4,877,697	5,033,594	5,050,592
1株当たり純資産額 (円)	42.74	36.98	35.92
1株当たり四半期純利益 又は当期純損失(△) (円)	0.09	0.60	△ 6.54
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	32.1	26.9	26.1
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	79,264	26,744	290,241
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△ 73,031	△ 42,574	△ 138,838
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△ 68,089	△ 17,239	△ 98,552
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	168,074	258,590	285,289
従業員数 (名)	519	452	441

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 従業員数は就業人員数を記載しております。

2 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業に関して、ホテル・レストラン事業については平成22年3月31日をもって廃止し、その跡地の賃貸等の利活用を行う不動産開発事業を当第1四半期連結会計期間より行っております。

上記以外、当社グループの事業の内容に重要な変更はありません。

また、主な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(名)	452 [15]
---------	----------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔〕内に第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(名)	102 [15]
---------	----------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔〕内に第1四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(千円)	前年同四半期比(%)
産業資材事業	4,722	—
マット事業	416,354	—
食品事業	274,209	—
水産事業	43,114	—
合計	738,401	—

(注) 記載金額は製造原価であります。

(2) 受注実績

当社グループは、受注生産は行っておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同四半期比(%)
産業資材事業	225,520	—
マット事業	572,490	—
食品事業	524,318	—
水産事業	48,884	—
不動産開発事業	9,468	—
その他事業	9,722	—
合計	1,390,405	—

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去することとしております。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
㈱梅澤	165,491	12.1	—	—
日本バイリーン㈱	—	—	180,499	13.0

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

3 【経営上重要な契約等】

アルビス株式会社との基本合意書の締結

当社グループは事業戦略を見直し収益の安定化を図るため、平成22年3月に「ホテル・レストラン事業」を廃止しました。この跡地の利活用に関して、平成22年6月18日付けで、アルビス株式会社との間で商業施設として賃貸（事業用定期借地の提供）することを前提とした「基本合意書」を締結しております。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、アジアを中心とした輸出や生産の持直しを背景に、国内の景気はやや回復基調にあるものの、欧州財政の信用不安や失業率が高い水準にあるなど、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような状況のもと、当社グループは各事業における経営戦略の見直しを図り「収益確保」と「販売強化」に取り組みました。その結果、当社グループの当第1四半期の売上高は1,390百万円（前年同四半期比1.7%増）、営業利益は47百万円（前年同四半期比130.1%増）、経常利益は41百万円（前年同四半期は1百万円の経常利益）、四半期純利益は21百万円（前年同四半期比540.9%増）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

(産業資材事業)

麻一般製品は受注が減少し、米麦用麻袋は早期受注があったものの昨年来の仕入価格の高騰は収益を圧迫しました。紙袋資材は樹脂・石油化学メーカー向けなど引き続き順調に推移しましたが微増に終わりました。その結果、売上高は225百万円、営業損失は4百万円となりました。

(マット事業)

自動車用フロアーマットは、国内におけるエコカーの減税効果による需要の増加はあったものの伸び悩み、海外では中国をはじめ東南アジア向けの出荷が大幅に増加となりました。ゴルフ練習用マットは価格競争が激化し受注が減少しました。その結果、売上高は572百万円、営業利益は37百万円となりました。

(食品事業)

原材料価格の下落と輸入品の円高による影響は、競争を激化させ大幅な販売単価の値下げとなりました。また、デフレが進行するなか、パスタは家庭用と業務用ともに需要が減少し販売数量の確保が困難な状況で推移しました。その結果、売上高は524百万円、営業利益は22百万円となりました。

(水産事業)

稚魚の段階的な池入れと徹底した防疫管理により、歩留まりの低下を抑え適時適正なサイズで鮎の出荷ができるよう養魚に努めました。しかし、景気の低迷で相場は前年をさらに下回ったため、売上高は48百万円、営業損失は1百万円となりました。

(不動産開発事業)

土地等賃貸の売上高は9百万円、営業損失は5百万円となりました。なお、収益の安定確保を図るために、今後当事業の見直しを図りホテル跡地の利活用による収入を見込んでおります。

(その他事業)

ゴルフ関連工事の受注がやや増加傾向であったため売上高は9百万円、営業損失は1百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における総資産は5,033百万円、前連結会計年度末と比較して16百万円の減少となりました。主な要因は、流動資産では現金及び預金の減少26百万円、受取手形及び売掛金の減少88百万円、棚卸資産の増加62百万円、固定資産では連結子会社サハキットウィサーの土地取得等による有形固定資産の増加47百万円であります。

当第1四半期連結会計期間末における負債は3,138百万円、前連結会計年度末と比較して66百万円の減少となりました。主な要因は、流動負債で支払手形及び買掛金の減少71百万円であります。

当第1四半期連結会計期間末における純資産は1,894百万円、前連結会計年度末と比較して49百万円の増加となりました。この結果、自己資本比率は26.9%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末に比べ26百万円減少し、258百万円となりました。

各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期と比べ52百万円減少し、26百万円の収入となりました。これは税金等調整前四半期純利益の増加、売上債権の減少等の資金の増加要因はあったものの、仕入債務の減少、たな卸資産の増加等に伴う資金減少によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期と比べ30百万円増加し、42百万円の支出となりました。これは、主として当第1四半期連結会計期間において、投資有価証券の売却による収入があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期と比べ50百万円増加し、17百万円の支出となりました。これは、主として短期借入金の増加によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題は、次のとおりであります。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(旧会社法施行規則第127条各号に掲げる事項)は次のとおりです。

①基本方針の内容

当社は、上場会社として、当社の株式について株主、投資家の皆様による自由な取引が認められている以上、当社の株式に対する大量の買付行為又はその提案がなされた場合においても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであればこれを否定するものではなく、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社グループの事業は、産業資材事業、マット事業、食品事業、水産事業、不動産開発事業等、幅広く展開しており、当社の経営に当たっては、専門的な知識と経験の他、当社の企業理念及び企業価値の様々な源泉、並びに国内外顧客・従業員及び取引先等のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解することが不可欠です。

従いまして、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、これらを十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

逆に言えば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあるなど、濫用的な買付等を行う買付者及び買付提案者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような買付に対しては、当社は必要かつ相当な対応策をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

具体的には、大量買付行為のうち、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益を明白に侵害するおそれのあるもの、強圧的二段階買付等、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、買付に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を当社に与えることなく行われるもの、買付内容を判断するために合理的に必要とされる情報を株主の皆様に十分に提供することなく行われるもの、買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性等）が当社の企業価値に鑑み不十分または不適当であるもの等は、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益に資さないものと判断いたします。

よって、当社は、当社株式に対する買付が行われた際に、買付に応じるか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要であると考えます。

②当社基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、当社の経営の基本方針に従い、これまで進めてまいりました中期経営計画を引き続き継続するとともに、積極的な経営を断行することにより持続的成長を実現させていきます。

当社の経営の基本方針は、「産業は公共の福祉をはかれるモットーとする」であり、この基本方針を実現するために、「魅力ある商品で、お客様に豊かな生活を提供する」、「自然環境を保護し、地球と共に存する」、「時代を先取りし、世界の市場に貢献する」、「人間性を尊重し、活力・魅力ある企業をつくる」ことを目指しております。

中長期的な経営戦略としましては、産業資材事業、マット事業、食品事業をコアとし、「新商品の拡販」、「新規販路の拡大」、「財務体質の強化」を目標とし、中期経営計画を策定し、組織のスリム化による時代の変化への機動的な対応やコスト削減による収益力の強化、利益体質への転換に取り組んでまいります。

具体的には、

- ・産業資材事業につきましては、主力の包装容器の販売強化に加えて輸送形態の変化に対応できるよう産業資材全般の取扱を積極的に進めると同時に、黄麻製品の特色を生かしたエコ・災害対策用資材市場等の新分野への進出を図ってまいります。
- ・マット事業につきましては、消費者ニーズに対応した特色ある機能商品の提供により収益を確保してまいります。
- ・食品事業につきましては、パスタ類の拡販に加え、レトルトソースの販売強化に傾注するとともに、市場ニーズに対応した商品を積極的に展開してまいります。

さらに、その推進体制としては商品の開発・生産を推進する「事業部制」と国内をブロックに分割して地域密着型の営業を行う「支店制度」が確立しており、販売と生産がバランス良くかみ合う推進体制により、高い競争力の実現と収益力確保をめざしてまいります。

海外事業におきましては、いち早くタイ国に拠点をつくり、現在では、東南アジア地区をはじめ、中国、中東諸国等に販路を拡大しております。また、海外事業の成長が国内事業の発展にもつながる体制が構築され、海外での情報を独自性と競争力をもつ商品開発に生かすとともに、今後さらに国内における海外企業との競争激化が予想されるなか、当社の海外商品戦略を強力に推進してまいります。

このように当社は、顧客に対して高いブランド価値に基づいた商品の提案を長年にわたり積み重ねてきたことが、現在の企業価値の源泉になっており、企业文化の継続・発展が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を最大化することにつながると考えております。今後も、中長期的な目標を見据えた堅実な経営を基本としながら、経営資源の配分の見直しや戦略的投資を行い、より競争力を高め企業の成長を推進してまいります。

また、当社はコンプライアンス体制の充実が社会全体からますます求められており、これを経営上の重要課題と認識し、内部統制システムの体制強化をはかることにより、顧客や株主の皆様はもとより社会全体から高い信頼を得るように努めてまいります。

上記取組みを着実に実行することで、当社の持つ経営資源を有効に活用するとともに、様々なステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させることができると考えております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成21年5月13日開催の取締役会において、「当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下、「本プラン」といいます。)の導入について決議し、発効いたしました。この際、本プランの重要性に鑑み、平成21年6月26日開催の当社第81期定時株主総会に議案とさせていただき、株主の皆様のご承認をいただきました。

本プランは、仮に当社株式に対する買付その他これに類似する行為またはその提案(以下、総称して「買付」といいます。)が行われた場合、買付を行う者またはその提案者(以下、総称して「買付者」といいます。)に対し、遵守すべき手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間ならびに買付者との交渉の機会の確保をしようとするものであります。

当社は、本プランにより、当社基本方針に照らして、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値が毀損され、株主の皆様にとって不本意な形で不利益が生じることを未然に防止しようとするものであります。

本プランは、買付者が当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付または当社が発行者である株券等について、公開買付に係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付のいずれかにあたる買付（以下、「対象買付」といいます。）を行った場合に、新株予約権の無償割当て、または法令および当社定款に照らして採用することが可能なその他の対抗措置（以下、単に「その他の対抗措置」ということがあります。）を行うか否かを検討いたします。

当社取締役会は、対象買付がなされたときまたはなされる可能性がある場合、速やかに当社取締役会から独立した特別委員会を設置いたします。この特別委員会は、当社取締役会から独立して本プランの発動および不発動に関し、審議・決定いたします。

当社株式について買付が行われる場合、当社は、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、対象買付を行う買付者には、買付の実行に先立って、当社取締役会に対して、買付者の買付内容の検討に必要な情報を記載したうえ、買付者が買付に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を提出していただきます。

その後、特別委員会は、買付者からの意向表明書および要求する情報、ならびに当社取締役会からの意見・資料・情報等を受領し、買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集、ならびに買付者の買付内容と、当社取締役会が提示する代替案の検討および比較等を行います。

特別委員会は、特別委員会の判断が当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益に資するものとなるように、当社の費用により、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の専門家など、独立した第三者の助言を得ることができるものといたします。

また、特別委員会の判断の透明性を高めるため、同委員会は、意向表明書の概要、買付者の買付内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会から提示された代替案の概要その他特別委員会が適切と判断する事項について、株主の皆様に対し速やかに情報開示を行います。

当社は、買付者が本プランに定める手続を遵守しない場合、あるいは遵守した場合であっても買付者による買付が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす恐れのある買付であるなど、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことが相当と認められる場合、特別委員会の勧告に基づき、当社取締役会が対抗措置の発動および不発動を決定いたします。

この新株予約権は、当社取締役会が定める一定の日（以下、「割当基準日」という。）における当社の最終の株主名簿に記録をされた株主に対し、その所有する当社株式（ただし、当社の有する自己株式を除く。）1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割当いたします。

新株予約権の目的である株式の数（以下、「対象株式数」という。）は1株であり、新株予約権の行使に際して出資される財産は、金銭とし、金1円で、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定する金額に對象株式数を乗じた価額といたします。その際、一定の買付者等による権利行使が認められないという行使条件および当社が当該買付者等以外の者から当社株式1株と引き換えに新株予約権1個を取得する旨の取得条項が付されております。

本プランの有効期間は、平成21年6月26日開催の当社第81期定時株主総会での承認可決の日から、平成24年3月期に係る定時株主総会の終結の時までの約3年間とします。ただし、本プランの有効期間の満了前であっても、取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。

また、当社は、当社の企業価値および株主の皆様の共同利益の維持・向上を図る観点から、当社取締役会の決議により、本プランの有効期間中、定時株主総会で承認いただいた本プランの趣旨に反しない範囲内で、本プランの見直し等を行うことがあります。しかし、本プランの有効期間中であっても、見直し等の範囲を超える重要な変更が必要になった場合は、当社株主総会において株主の皆様のご承認を得て本プランの廃止または変更を行うことがあります。

本プランは、新株予約権の無償割当てが実施されていない場合、株主および投資家の皆様に直接的な影響が生じることはありません。

当社取締役会が本新株予約権無償割当ての決議において別途定める一定の日における株主の皆様に対し、保有する株式1株につき1個の割合で本新株予約権が無償で割当てられます。株主の皆様は、無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となりますので、申込みの手続等は不要です。

そして、当社が、当社取締役会の決定により、新株予約権の行使条件のもと、新株予約権を行使することができない買付者（以下、「行使制限買付者」といいます。）以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付する場合、行使制限買付者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込をすることなく、当社株式を受領することとなるため、保有する当社株式の希釈化は生じません。

当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、当社は、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日をもって本新株予約権を取得し、これと引き換えに株主の皆様に当社株式を交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途ご自身が行使制限買付者でないこと等についての表明書面等を当社所定の書式によりご提出いただく場合があります。

④具体的な取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

前記②に記載した当社基本方針の実現に資する特別な取組みおよびそれに基づく様々な施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、前記③に記載のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会において株主の承認を得た上で導入されたものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、弁護士・大学教授・公認会計士等の社外有識者から構成される特別委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、特別委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、有効期間を約3年間に限定している上、取締役会により、何時でも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当社グループは経営戦略を見直し、各事業における収益確保、財務体質の改善、コア事業の強化を図るとともに、新規市場の開拓に努める所存であります。

マット事業においては、中国を始めアジア新興国を中心とした需要の急回復による生産増に伴い、自動車用フロアーマットの販売増加が予想されることから生産効率を高め供給の確保を図ります。食品事業においては、消費者の節約志向による販売価格の低下等が予想され、生産・物流コストの効率化により利益確保を図ります。水産事業においては環境保護に配慮し徹底した養殖管理を行い安定した出荷体制の確立により収益の改善を目指します。また、新規事業の不動産開発事業につきましては安定した収益の確保と地域貢献に配慮し事業の確立を進めてまいります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	90,000,000
計	90,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平22年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年8月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	36,733,201	36,733,201	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は1,000株であります。
計	36,733,201	36,733,201	—	—

(注) 現物出資　日付　：昭和25年12月9日　評価額　：19,000千円
出資物件　：土地建物什器備品等　発行株式数　：380,000株

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日	—	36,733,201	—	1,836,660	—	17,380

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 50,000	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 36,486,000	36,486	同上
単元未満株式	普通株式 197,201	—	同上
発行済株式総数	36,733,201	—	—
総株主の議決権	—	36,486	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄には証券保管振替機構名義の株式が10,000株含まれております。また、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数10個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 日本製麻株式会社	兵庫県神戸市中央区海岸通8番	50,000	—	50,000	0.14
計	—	50,000	—	50,000	0.14

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月
最高(円)	42	41	35
最低(円)	35	30	31

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 役職の異動

氏名	新役職名	旧役職名	異動年月日
黒 神 直 久	取 締 役 (総務部長兼経営企画推進室 不動産開発チーム部長)	取 締 役 (産業資材事業部本部長)	平成22年7月1日
道 本 清 春	取 締 役 (法務担当部長)	取 締 役 (総 務 部 長)	平成22年7月1日

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、なぎさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	269,093	295,792
受取手形及び売掛金	※2 912,175	※2 1,000,590
商品及び製品	403,531	325,315
仕掛品	179,921	168,966
原材料及び貯蔵品	356,792	383,467
繰延税金資産	116,277	112,248
その他	52,518	54,945
貸倒引当金	△300	△100
流動資産合計	<u>2,290,009</u>	<u>2,341,227</u>
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※1 465,590	※1 458,886
土地	1,524,845	1,453,087
その他（純額）	※1 218,680	※1 249,614
有形固定資産合計	<u>2,209,116</u>	<u>2,161,588</u>
無形固定資産		
投資その他の資産	9,686	9,315
その他	644,368	660,137
貸倒引当金	△119,587	△121,676
投資その他の資産合計	<u>524,780</u>	<u>538,460</u>
固定資産合計	<u>2,743,584</u>	<u>2,709,364</u>
資産合計	<u>5,033,594</u>	<u>5,050,592</u>
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	927,474	999,071
短期借入金	30,000	20,000
1年内返済予定の長期借入金	※3 214,168	※3 214,168
未払法人税等	51,632	35,649
賞与引当金	17,700	30,330
事業撤退損失引当金	154,894	161,202
その他	403,665	330,315
流動負債合計	<u>1,799,535</u>	<u>1,790,737</u>
固定負債		
社債	150,000	150,000
長期借入金	※3 958,375	※3 985,292
退職給付引当金	225,398	223,704
長期預り保証金	1,350	50,554
その他	4,121	4,703
固定負債合計	<u>1,339,245</u>	<u>1,414,254</u>
負債合計	<u>3,138,781</u>	<u>3,204,991</u>

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,836,660	1,836,660
資本剰余金	17,380	17,380
利益剰余金	△430,467	△452,405
自己株式	△4,552	△4,517
株主資本合計	1,419,021	1,397,117
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△29,442	△27,166
為替換算調整勘定	△33,152	△52,365
評価・換算差額等合計	△62,595	△79,531
少数株主持分	538,386	528,014
純資産合計	1,894,812	1,845,600
負債純資産合計	5,033,594	5,050,592

(2) 【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
売上高	1,366,781	1,390,405
売上原価	1,011,860	1,066,059
売上総利益	354,920	324,346
販売費及び一般管理費	※ 334,130	※ 276,509
営業利益	20,790	47,836
営業外収益		
受取利息	1,215	690
受取配当金	853	637
物品売却益	—	2,610
その他	4,123	1,075
営業外収益合計	6,192	5,013
営業外費用		
支払利息	9,228	7,408
シンジケートローン手数料	2,840	—
為替差損	10,953	1,624
その他	2,439	2,327
営業外費用合計	25,462	11,359
経常利益	1,520	41,490
特別利益		
固定資産売却益	—	6,459
貸倒引当金戻入額	1,150	1,945
特別利益合計	1,150	8,404
特別損失		
固定資産除却損	426	—
特別損失合計	426	—
税金等調整前四半期純利益	2,244	49,895
法人税、住民税及び事業税	787	19,899
法人税等調整額	△3,699	4,187
法人税等合計	△2,912	24,087
少数株主損益調整前四半期純利益	—	25,808
少数株主利益	1,734	3,869
四半期純利益	3,423	21,938

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	2,244	49,895
減価償却費	31,793	24,128
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△1,150	△1,888
賞与引当金の増減額（△は減少）	△26,368	△12,630
退職給付引当金の増減額（△は減少）	△10,183	△1,446
事業撤退損失引当金の増減額（△は減少）	—	△6,307
受取利息及び受取配当金	△2,069	△1,327
支払利息	9,228	7,408
固定資産売却損益（△は益）	—	△6,459
固定資産除却損	426	—
売上債権の増減額（△は増加）	3,610	98,271
たな卸資産の増減額（△は増加）	20,760	△44,681
仕入債務の増減額（△は減少）	82,402	△76,856
その他	14,476	5,862
小計	125,171	33,969
利息及び配当金の受取額	2,061	1,323
利息の支払額	△3,928	△2,413
法人税等の支払額	△44,040	△6,134
営業活動によるキャッシュ・フロー	79,264	26,744
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△67,218	△58,047
有形固定資産の売却による収入	—	6,459
投資有価証券の取得による支出	△340	△19,290
投資有価証券の売却による収入	—	55,115
貸付けによる支出	—	△24,840
預り保証金の返還による支出	△5,245	—
その他	△227	△1,972
投資活動によるキャッシュ・フロー	△73,031	△42,574
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△32,000	10,000
長期借入金の返済による支出	△35,758	△26,917
リース債務の返済による支出	△301	△287
その他	△29	△34
財務活動によるキャッシュ・フロー	△68,089	△17,239
現金及び現金同等物に係る換算差額	5,020	6,370
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△56,834	△26,699
現金及び現金同等物の期首残高	224,909	285,289
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 168,074	※ 258,590

【継続企業の前提に関する事項】

当第1四半期連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
--

「資産除去債務に関する会計基準」等の適用

当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

なお、これによる損益に与える影響はありません。

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
--

(四半期連結損益計算書関係)

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法

当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。

2. 固定資産の減価償却費の算定方法

定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっています。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
※1 有形固定資産減価償却累計額 2,440,508千円	※1 有形固定資産減価償却累計額 2,392,838千円
※2 受取手形割引高 155,136千円	※2 受取手形割引高 147,969千円
※3 財務制限条項	※3 財務制限条項
(1)当第1四半期連結会計期間末の借入金のうち、長期借入金696,750千円(1年内返済予定の長期借入金106,500千円を含む)には、以下の内容の財務制限条項が付されております。 ① 連結及び単体の各決算期末における経常損益をいずれも2期連続で損失としないこと。 ② 連結及び単体の各決算期末における純資産を、直近決算期末の純資産の70%以上に維持すること。 ③ 単体の各決算期末における有利子負債の合計金額が、営業損益に受取利息、受取配当金及び減価償却費を加算した金額を10倍した金額を2期連続で上回らないこと。 (2)当第1四半期連結会計期間末の借入金のうち長期借入金125,396千円(1年内返済予定長期借入金29,406千円を含む)には、下記の財務制限条項が付されております。 当該条項に抵触し、債権者の要請があった場合には、直ちに本借入金債務の全部または一部の弁済を求められる可能性があります。 ① 単体の各決算期末において、借入実行日を含む連結会計年度の期首における単体の純資産額を下回った場合。 ② 事前承認なく、第3者に対して145,000千円を超える、貸付け、出資、保証を行った場合。	(1)当連結会計年度末の借入金のうち、長期借入金696,750千円(1年内返済予定の長期借入金106,500千円を含む)には、以下の内容の財務制限条項が付されております。 ① 連結及び単体の各決算期末における経常損益をいずれも2期連続で損失としないこと。 ② 連結及び単体の各決算期末における純資産を、直近決算期末の純資産の70%以上に維持すること。 ③ 単体の各決算期末における有利子負債の合計金額が、営業損益に受取利息、受取配当金及び減価償却費を加算した金額を10倍した金額を2期連続で上回らないこと。 (2)当連結会計年度末の借入金のうち長期借入金137,325千円(1年内返済予定長期借入金30,420千円を含む)には、下記の財務制限条項が付されております。 当該条項に抵触し、債権者の要請があった場合には、直ちに本借入金債務の全部または一部の弁済を求められる可能性があります。 ① 単体の各決算期末において、借入実行日を含む連結会計年度の期首における単体の純資産額を下回った場合。 ② 事前承認なく、第3者に対して150,000千円を超える、貸付け、出資、保証を行った場合。
4 保証債務 従業員の金融機関からの借入金に対する保証291千円を行っております。	4 保証債務 従業員の金融機関からの借入金に対する保証376千円を行っております。

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
※ 販売費及び一般管理費の主なもの	※ 販売費及び一般管理費の主なもの
販売手数料 13,103千円	販売手数料 1,614千円
運賃諸掛 68,026千円	運賃諸掛け 64,953千円
旅費交通費 14,251千円	旅費交通費 13,654千円
役員報酬 19,732千円	役員報酬 21,735千円
給料賃金雑給 104,553千円	給料賃金雑給 76,760千円
賞与引当金繰入額 7,676千円	賞与引当金繰入額 9,551千円
退職給付費用 2,935千円	退職給付費用 2,746千円
	貸倒引当金繰入額 56千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	※ 現金及び現金同等物の当第1四半期連結累計期間末残高と当第1四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 178,577千円	現金及び預金 269,093千円
預入期間が3か月超の定期預金 △10,502千円	預入期間が3か月超の定期預金 △10,503千円
現金及び現金同等物 168,074千円	現金及び現金同等物 258,590千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末（平成22年6月30日）及び当第1四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	36,733,201

2. 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	51,772

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

	産業資材 事業 (千円)	マット 事業 (千円)	食品 事業 (千円)	水産 事業 (千円)	ホテル・ レストラン 事業 (千円)	その他 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高									
(1)外部顧客に対する売上高	188,042	429,336	614,993	44,493	82,031	7,884	1,366,781	—	1,366,781
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	188,042	429,336	614,993	44,493	82,031	7,884	1,366,781	—	1,366,781
営業利益又は営業損失(△)	△6,127	35,103	17,126	△5,466	△16,852	△2,994	20,790	—	20,790

(注) 1. 製品の種類、性質、製造方法等の類似性に照らし、事業区分を行っております。

2. 各事業区分の主要製品

事業区分	主要製品
産業資材事業	黄麻、大型包装資材
マット事業	自動車用品、カーペット、ゴルフマット
食品事業	スパゲッチ、マカロニ、レトルトソース、小麦粉、穀物類
水産事業	養殖鮎
ホテル・レストラン事業	ホテル、レストラン、不動産賃貸業
その他事業	ゴルフ関連工事、ゴルフ用品他

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

	日本 (千円)	東南アジア (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	1,099,378	267,402	1,366,781	—	1,366,781
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高	64,171	101,837	166,009	(166,009)	—
計	1,163,550	369,240	1,532,790	(166,009)	1,366,781
営業利益	17,190	9,050	26,240	(5,450)	20,790

(注) 国又は地域の区分の方法及び本邦以外の区分に属する主な国又は地域

① 国又は地域の区分の方法……地理的近接度によっております。

② 本邦以外の区分に属する主な国又は地域……東南アジア：タイ

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

	東南アジア	その他	計
I 海外売上高(千円)	78,677	127,709	206,386
II 連結売上高(千円)	—	—	1,366,781
III 連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	5.8	9.3	15.1

(注) 1. 国又は地域の区分の方法及び本邦以外の区分に属する主な国又は地域

① 国又は地域の区分の方法……地理的近接度によっております。

② 本邦以外の区分に属する主な国又は地域……東南アジア：タイ、シンガポール等

その他：中国、サウジアラビア、アメリカ等

2. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、本社に製品・サービス別の事業部を置き、各事業部は取り扱う製品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。従って、当社では事業部を基礎とした製品・サービス別の特性等に基づくセグメントから構成されており、「産業資材事業」、「マット事業」、「食品事業」、「水産事業」、「不動産開発事業」、「その他事業」を報告セグメントとしております。このため、当連結会計年度より所在地別セグメント情報および海外売上高は開示しておりません。

「産業資材事業」は主として黄麻製品、大型包装資材等の事業を行っております。「マット事業」は自動車用フロアーマット、ゴルフ練習場用マット等の事業を行っております。「食品事業」はスパゲッチ、マカロニ、レトルトソース等の事業を行っております。「水産事業」は鮎の養殖事業を行っております。

「不動産開発事業」は不動産賃貸事業を行っております。「その他事業」はゴルフ関連工事等の事業を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント						合計
	産業資材事業	マット事業	食品事業	水産事業	不動産開発事業	その他事業	
売上高							
外部顧客への売上高	225,520	572,490	524,318	48,884	9,468	9,722	1,390,405
セグメント間の 内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	225,520	572,490	524,318	48,884	9,468	9,722	1,390,405
セグメント利益又は セグメント損失(△)	△4,090	37,497	22,522	△1,368	△ 5,271	△ 1,452	47,836

(注) セグメント利益又はセグメント損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益又は営業損失(△)であります。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(1 株当たり情報)

1. 1 株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)		
1 株当たり純資産額	36円98銭	1 株当たり純資産額	35円92銭

(注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	1,894,812	1,845,600
普通株式に係る純資産額 (千円)	1,356,426	1,317,586
差額の主な内訳 少数株主持分 (千円)	538,386	528,014
普通株式の発行済株式数 (千株)	36,733	36,733
普通株式の自己株式数 (千株)	51	50
1 株当たりの純資産額の算定に用いられた普通株式の数 (千株)	36,681	36,682

2. 1 株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
1 株当たり四半期純利益金額 0円 09銭	1 株当たり四半期純利益金額 0円 60銭
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額 —	潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額 —

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益 (千円)	3,423	21,938
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	3,423	21,938
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式の期中平均株式数 (千株)	36,683	36,681

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月14日

日本製麻株式会社
取締役会 御中

なぎさ監査法人

代表社員 公認会計士 山根武夫 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 西井博生 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本製麻株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本製麻株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年8月13日

日本製麻株式会社
取締役会 御中

なぎさ監査法人

代表社員 公認会計士 山根武夫 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 西井博生 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本製麻株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本製麻株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 北陸財務局長

【提出日】 平成22年8月13日

【会社名】 日本製麻株式会社

【英訳名】 THE NIHON SEIMA CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中本 広太郎

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役経理部長 池田 明穂

【本店の所在の場所】 富山県砺波市三島町11番18号

本社事務取扱場所 兵庫県神戸市中央区海岸通8番

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

日本製麻株式会社神戸本部
(兵庫県神戸市中央区海岸通8番)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長中本広太郎及び当社最高財務責任者取締役経理部長池田明穂は、当社の第83期第1四半期(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

